

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

ビジネスコミュニケーション検定試験規則

(平成25年2月, 平成26年2月, 平成27年2月, 令和3年2月改定・令和4年4月施行)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、ビジネスマナーおよびコミュニケーションに関する知識および能力を検定する。
- 第2条 検定は筆記試験によって行う。
- 第3条 検定は1種類とし、級の区別を設けない。
- 第4条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第5条 検定試験は年1回実施する。
- 第6条 検定試験の出題範囲は別に定める。
- 第7条 検定に合格するためには、次の成績を得なければならない。

試験名	合格基準
筆記試験	100点満点で、70点以上

- 第8条 検定に合格した者には、合格証書を授与する。
- 第9条 前条による合格証書は、次の様式による。

様式

第 号

合格証書

氏名

年 月 日生

本協会主催 第 回ビジネスコミュニケーション検定試験に合格したことを証します

令和 年 月 日

公益財団法人全国商業高等学校協会

理事長 氏 名 ㊞

- 第10条 検定試験志願者は所定の受験票に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。
- 第11条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

ビジネスコミュニケーション検定試験施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
- 第2条 検定試験規則第5条による試験日は、毎年12月の第3日曜日とする。
- 第3条 筆記試験の制限時間は40分とする。
- 第4条 受験料は、1,300円とする。(消費税を含む)
- 第5条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第6条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。

ビジネスコミュニケーション検定試験実施に係る特例について

新検定移行期における令和4年度・5年度に限り、検定試験を年2回実施する。
 試験日は、7月の第2日曜日および12月の第3日曜日とする。